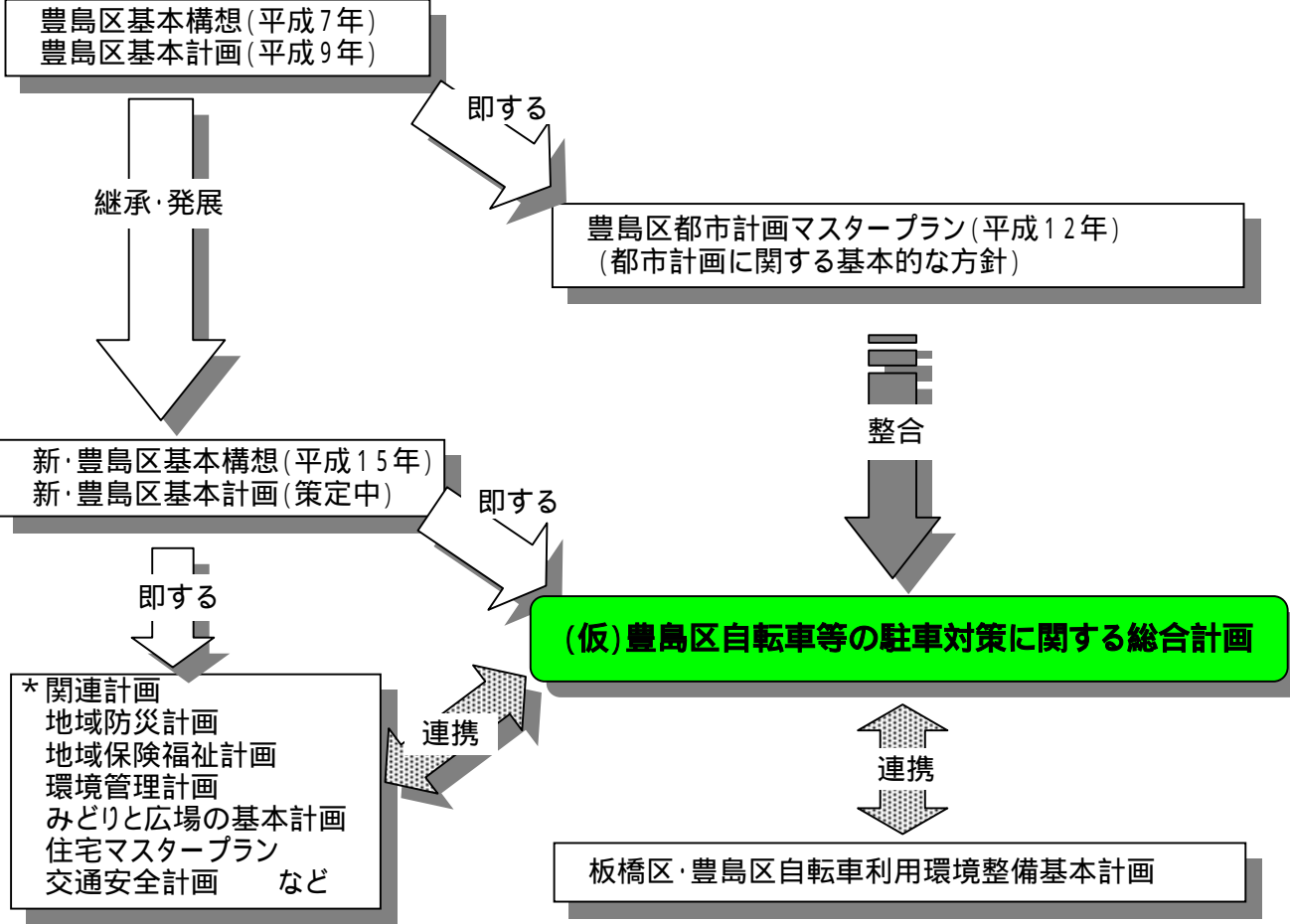


(仮)豊島区自転車等の駐車対策に関する総合計画と他の計画との関係



*「基本構想」とは、地方自治法に基づき「地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るため」定めるものである。そして「基本計画」とは、基本構想の実現を目的とする区政のいわば「基本方針」であり、次のような性格を持つものである。

- 区が推進する施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針
- 区の各分野の補完計画を総合的に調整する指針
- 国、都およびその他の関係機関、民間組織等が進める計画や事業を調整し、誘導していくための指針
- 区政と区民とのパートナーシップに基づき施策を展開していくための指針

*「都市計画マスタープラン」は都市計画法に基づき市町村が定めるまちづくりの基本的な方針である。「基本構想」で掲げる区の都市像を都市計画・まちづくりの面で実現するための指針となる。

*「交通安全計画」とは、交通安全対策基本法に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都の計画に準拠し策定するもので、市町村の交通安全行政執行の指針となるものである。

*「自転車等の駐車対策に関する総合計画」とは、自転車法に基づき、市町村が自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて定めるものである。なお、この総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれるものでなければならない。